

平成25年9月7日（月）

北海道医療安全支援センター（北海道保健福祉部医療政策局医療業務課）

北海道医療安全支援センター情報（第8号）

7月から9月までの医療相談事例から・・・

（事例1）診断書がいつまで経っても交付されない。

【相談内容】

- 医療機関に1か月ほど入院していた。退院後、傷病手当や民間保険の手続きで診断書が必要となったため、医師にお願いしたが、1か月経っても交付されない。病院側の説明によると、書類は作成しており、あとは医師の署名を待つだけであると言われた。
- 発行されるか不安であるが、どのように対応したらよいか。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 医師は患者からの求めがあれば、正当な事由（理由）がある場合を除いて、診断書を交付する義務があります。
- 医療機関に対し、医師が多忙のため確認できていないのか、それとも記載内容に問題があって署名できないのか等、診断書が交付できない理由を確認することをお勧めします。

<参 考>

- 医療法 第19条第2項（応召義務等）
診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。
- 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日付医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知）<抜粋>
診断書、診療録及び処方せんは、診察した医師が作成する書類であり、作成責任は医師が負うこととされているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能である。

（事例２）体重が増加するおそれのある薬を減らしたい。

【相談内容】

- 医師から痩せるよう指導されているが、ここ数ヶ月で10kg近く太った。「ほっかいどう・おくすり情報室」に相談したところ、服用している9種類の薬のうち、体重が増加するおそれのある薬が2種類含まれていることがわかった。
- 体重の増加が起らないような薬に変更してもらうにはどうしたらよいか。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 薬の処方は、医師が患者の病状等を総合的に判断して決められるものであるため、副作用に体重増加があったとしても病気の治療が優先される場合があります。また、薬の説明書（添付文書）に記載されているからといって、すべての人に副作用が出るものではありません。
- 体重が増加するおそれがある薬が含まれていることや、体重の増加が気になっていることなどを伝えて、処方されている薬について医師に相談することをお勧めします。

<参 考>

- ほっかいどう・おくすり情報室
設置場所：北海道薬剤師会 医薬情報センター内
相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時 ※原則として電話での受付
電話番号：011-815-0093

(事例3) 入院中の食事代が前の病院と異なる。

【相談内容】

- 妻（70歳）がA市内の病院に入院している。これまで入院していた病院では、食事代が1日数百円であったが、今の病院に入院してからは、2倍近くかかるようになった。
- 入院期間が長いと大きな負担となるが、これまでと同額にするにはどうしたらよいか。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 入院中の食事代については、一定額を支払うことになっています。まずは、以前入院していた病院に対し、食事代の取扱いについて確認した上で、現在の病院に対し、過去の経過を伝えて相談することをお勧めします。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入されている方で、住民税非課税世帯に属する場合は、入院中の食事代を減額する制度がありますので、該当する場合は、市町村の国民健康保険担当課に相談するのも一つの方法と思われます。

<参 考>

- 健康保険法 第85条第1項

被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。